

# 志太榛原全地域対象の三次救急選定基準

2020.5～ ver 4

1. 心肺停止症例（内因性・外因性） 特に
  - ①目撃あり、発症前 ADL 自立、若年者（75 歳以下を目安）を満たす症例や、
  - ②初期波形 VT・VF または 市民による除細動実施例 は三次選定。
2. 医師により三次搬送が必要と判断されたもの（転院・転送など）
3. 救急隊が以下（4～8）を「参考」にしつつ、三次搬送が必要と判断したもの。
4. 生理学的異常きたす場合（1～4のいずれか以上が満たされるもの）
  - 1) 気道の異常
    - ・ 気道閉塞：窒息や気管異物など
  - 2) 呼吸の異常（以下の項目を満たすもの）
    - ・ 高濃度酸素投与下でも酸素飽和度 < 90%
    - かつ 呼吸回数 > 30 回/分または < 10 回/分
  - 3) 循環の異常（以下の項目のいずれかを満たすもの）
    - ・ 橈骨動脈が触知できない。冷や汗を認めるなど、ショックを疑う場合
    - ・ 脈拍数 < 40 回/分または脈拍数 > 120 回/分
    - かつ 収縮期血圧 < 90mmHg
    - ・ モニター上、心室頻拍（VT）を認めるもの
    - ・ 心原性ショックが疑われるもの
    - ・ 急性心筋梗塞を疑う場合  
（虚血性心疾患を疑う症状（胸痛・冷や汗・呼吸苦など）が先行または持続しており、モニター上 ST 変化を認める場合）
  - 4) 意識・神経系の異常（以下の項目のいずれかを満たすもの）
    - ・ JCS II -30 以上が持続しているもの
    - ・ 全身の痙攣重積状態が継続しているもの

- ・ 収縮期血圧> 180mmHg 持続 **かつ**  
瞳孔不同 もしくは 持続する頭痛 もしくは JCS II-10 以上
- ・ 最終健常から 24 時間以内発症の脳卒中のうち、以下の①~③の項目「2 個以上」を呈するもの
  - ① JCS II-10 以上 または 「失語」が明らかなもの
  - ② 共同偏視を認めるもの
  - ③ 上肢の麻痺を認めるもの（完全・不完全を問わず）

## 5. 環境異常（環境により身体に異常が生じたもの）

- 1) 低体温：体温が 34℃以下の場合
- 2) 高体温：体温が 40℃以上かつ「3. 生理学的異常」がある場合  
または、重症の熱中症と考えられる場合
- 3) 電撃症

## 6. 中毒

- 1) 医薬品・農薬・化学薬品を飲んだ場合
- 2) 農薬・化学薬品を体表に浴びた場合
- 3) 有毒ガス（例：一酸化炭素 その他）を吸引した可能性がある場合

## 7. 外傷（下記 1）～3）を参考に、総じて重症と判断する場合）

- 1) 生理学的異常（**下記のいずれかに該当する場合**）
  - ・ **声が出ない場合（口腔内を必ず観察する）**
  - ・ SpO<sub>2</sub><90% または 呼吸回数> 30 回/分または<10 回/分
  - ・ 血圧<90mmHg または 血圧> 200mmHg
  - ・ 脈拍数<40 回/分 または 脈拍数> 120 回/分
  - ・ JCS III-100 以上 または 瞳孔不同 または 進行性意識障害
- 2) 解剖学的評価（**下記のいずれかに該当する場合**）
  - ・ 頭部：10cm 以上の割創、1cm 以上の陥没、開放性頭蓋骨骨折

- ・ 顔面：上下顎部の明らかな陥没
- ・ 頸部：気管偏位、頸部の著明な腫脹
- ・ 胸部：胸郭挙上不十分、胸郭動揺・フレイルチェスト、胸郭運動なし、胸部開放創
- ・ 腹部：腹部膨隆、腹部の強度の圧痛、腹部開放創、臓器脱出
- ・ 骨盤：あきらかな骨盤動揺
- ・ 四肢：四肢麻痺もしくは対麻痺（しびれのみは二次対応）、  
手関節もしくは足関節より近位の肢切断（手指、足趾切断は二次対応）  
上腕骨もしくは大腿骨の開放骨折  
デグロービング損傷（表皮のみの剥脱創は二次対応）
- その他：頸部～腹部皮下気腫、刺創、杵創、銃創、穿通性外傷  
圧迫止血困難な頭頸部～体幹の活動性出血

### 3) 受傷機転（下記を参考に高エネルギー受傷機転と考えられるもの）

- ・ 頭頸部から体幹の狭圧
- ・ 4時間以上の四肢圧挫
- ・ 車両高度損傷（正面衝突など）
- ・ 同乗者死亡、車両から放出
- ・ 救出時間 20 分以上
- ・ ヒト 対 車両の交通事故： 5m 以上跳ね飛ばす もしくは ノーブレーキ
- ・ バイク 対 車両の交通事故：  
バイクと車両が 10m 以上離れている、もしくは バイクとバイク運転手が離れている
- ・ 高所墜落（6m 以上）（※75 歳以上の高齢者、小児、妊婦は 3m 以上）
- ・ 転落・滑落外傷（10m 以上）
- ・ 高速道路事案（バイパス等も考慮）

## 8. 熱傷（9 の法則）

- 1) II 度熱傷 30%以上または III 度熱傷 10%以上
- 2) 15%以上の熱傷を合併する外傷（爆傷など）
- 3) 顔面熱傷、気道熱傷が疑われる場合